



# システム対象業務の見直し (航空保税・貨物)

2019年10月10日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

## 1. システム対象業務の見直し（航空保税・貨物）

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施の可否を検討する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	航空保税・貨物業務に関するシステム対象業務の見直し	
2. 現行仕様	改変規模が大きい変更要望は、関連システムへの影響等の理由から、第6次NACCS中の単年度プログラム変更として実施できない案件が存在する。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・プログラム変更要望においては、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について、更改のタイミングでの実施可否を検討する。	
4. 次期仕様	実施案件について検討する。	
5. その他	・第6次NACCS更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、第6次NACCS中での対応が困難となっている要望は次ページ以降に記載。  ・今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。	

## 2. 第6次稼働後（2018、2019年度案件）に寄せられたプログラム変更要望（1）

### 1. 航空会社

項番	業務コード	現行仕様	要望内容
1	CHT 貨物取扱登録C（特殊貨物）	現行の仕様では、貨物取扱登録C（特殊貨物）「CHT」のキャンセルを行うと、過去全ての取扱記録が削除されてしまう。	削除回数を指定出来る様仕様変更。
2	IMF11 輸入便情報照会 (AWB)	AWB情報の照会結果が、AWB番号によるソートで表示されていない。	以前の仕様と同様、AWB情報の照会結果を、以下のソート条件で表示する。 ・AWB番号…昇順によるソート ・仕向地（DST）…昇順によるソート
3	CFS01 貨物取扱確認登録 (改装・仕分/CFS)	現行仕様では、貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）にて改装仕分確認登録を行う際に、「貨物取扱結果確認情報（REPORT ON RESULT OF HANDLING CARGO）」を出力させるためには、「取扱変更」欄に「Y」を入力しないと「貨物取扱結果確認情報」が確認登録実施保税蔵置場および貨物取扱入力代理店のNACCS端末から出力しない。	貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）を登録すると自動で確認登録実施保税蔵置場（※）および貨物取扱入力代理店のNACCS端末から「貨物取扱結果確認情報」が出力するように仕様変更。  ※ 現行仕様：CFS01業務実施保税蔵置場には、「Y」入力の有無にかかわらず実施の都度出力される。 （「Y」入力は改装・仕分した内容と、実際の取扱確認の内容に相違がある場合において、任意による入力を想定した仕様）
4	CLE 搭載完了終了報告	同一AWB番号に対するCLE登録可能回数が1回のみであり、一度CLE画面で搭載完了終了報告した貨物が再度日本に到着した場合、再度CLE処理をすることができない。 例 HKG-OKA-TPE-NRT-FRA OKAでCLE処理を実施後、NRTでは処理をすることができない。 現行はプリフィックス変更で対応しているが、輸入情報登録（ACH,PKG）業務は二度目以降も行えるため到着時に気づくことが難しく、プリフィックス変更をせず輸入情報登録をしまい出発処理の時のエラーで気づく場合もある。その場合はプリフィックス変更前データを削除している。	同一AWB番号に対するCLE登録可能回数制限を撤廃する。
5	GOR01 出港届	出港届が「出発空港通過客数」「出発空港乗客数」の順で並んでいる。	検疫前通報が「上陸旅客数」「乗継旅客数」の欄の並びになっているので、出港届を「出発空港乗客数」「出発空港通過客数」の並びに変更して頂きたい。  ※現行仕様：検疫前通報「GIA01」は入港届「GIR01」は「上陸旅客数」「乗継旅客数」の欄の並びで一致している。

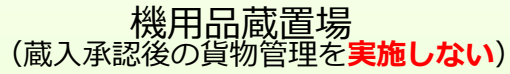
### 3. 第6次稼働後（2018、2019年度案件）に寄せられたプログラム変更要望（2）

#### 2. 機用品業

項番	業務コード	現行仕様	要望内容
1	T50 INVENTORY CONTROL LIST180400	機用品管理資料(T50)について、在庫数量“0”（ゼロ）となった品名コードが削除されない。  管理資料T50「INVENTORY CONTROL LIST」について、在庫数“0”となった品名コードがゼロ実績としてずっと管理資料に収集されてしまう。	ゼロ実績を削除する方法はないか。 また、T50にゼロ実績が収集されないようにするための業務等あれば教えてほしい。
2	SHS 貨物取扱登録(改 装・仕分け)等	業種：機用品業に係る保税蔵置場（機用品蔵置場）において、蔵入承認（IS）後の貨物管理をNACCSで行うことができない。 なお、当該保税蔵置場は、第6次NACCSにおいて海空共用化している。	機用品蔵置場で蔵入承認（IS）後の貨物管理を可能とする（※）  ※第6次から導入された海上貨物IS後の貨物管理はNACCS上の業種が保税蔵置場が対象となっており、機用品業は対象外となっている。対象業種拡大の検討が必要となる。

# 4. 蔵入承認後の海上貨物における貨物管理について【機用品業 項番2】

現状

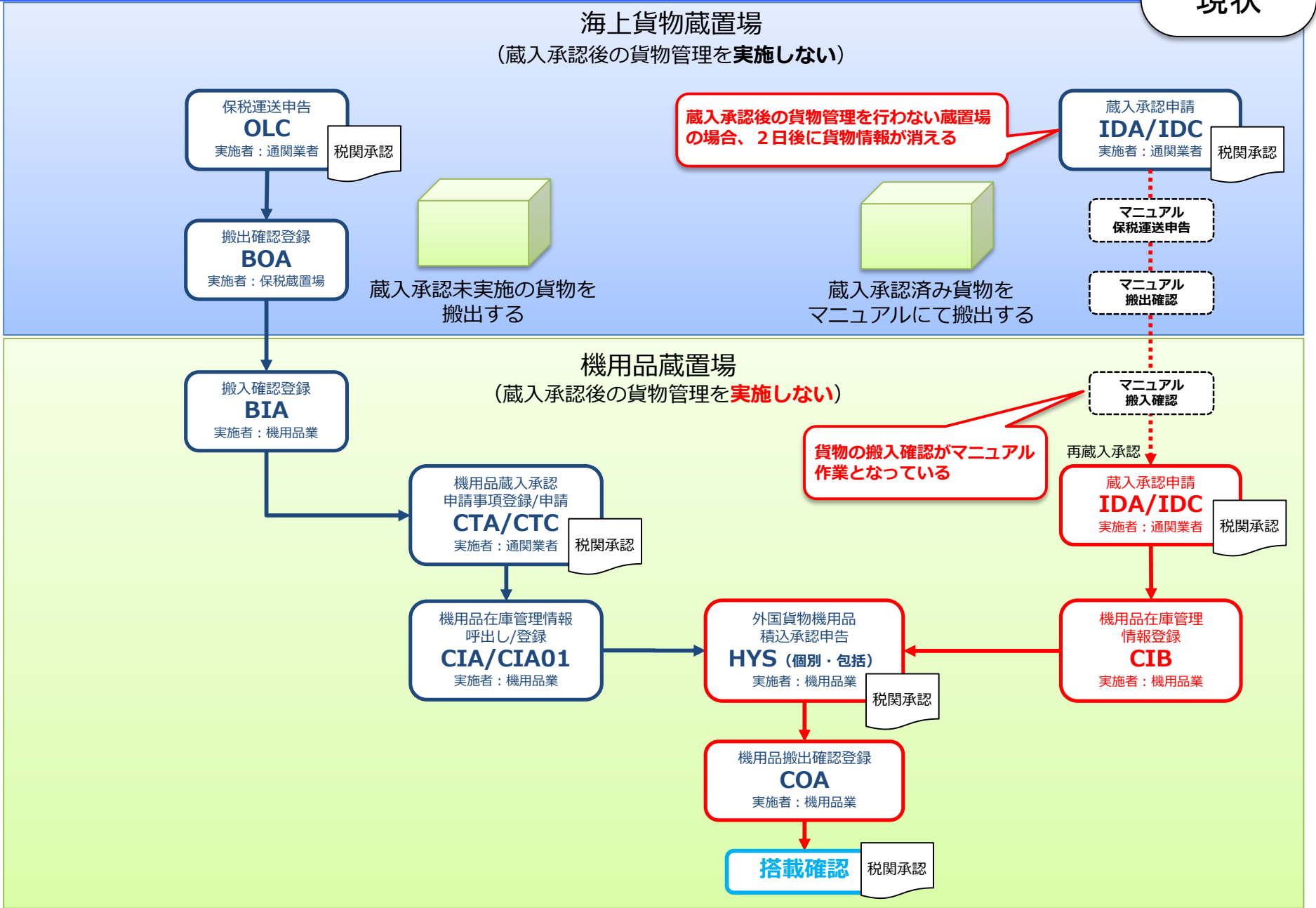


1  
機用品蔵置場では、蔵入承認後貨物の貨物管理を行わない設定になっているため、搬入2日後に貨物情報が消えてしまう

2  
既に海上貨物蔵置場にて蔵入承認がされているため、CTA/CTCを実施することがシステム上、不可となっている

# 4. 蔵入承認後の海上貨物における貨物管理について【機用品業 項番2】

現状



### 3. 輸出入者

項番	業務コード	現行仕様	要望内容
1	EIR S/I情報登録  IIR 輸入指示書登録	航空輸出入において、現在、輸出入者が行う業務は「S/I情報登録（EIR）」と「輸入指示書登録（IIR）」の2つであるが、これはNACCSにデータを登録するだけの業務であり、後続業者は、このデータを使う連携業務が不可能となっている。	航空輸出入において、現在、輸出入者が行う業務は「S/I情報登録（EIR）」と「輸入指示書登録（IIR）」の2つであるが、これはNACCSにデータを登録するだけの業務であり、後続業者とのデータ連携業務となっていない。特定輸出入品によっては、後続業務を行う業者とのデータ連携は必須であり、輸出入者が入力した「EIR」「IIR」データを後続で利用出来るように連携業務として貰いたい。

※EIR業務をSIR業務へ機能統合することで、IVA01業務で情報を呼出し可能を検討する。  
IIR情報については海上と同様に航空においてもIDB業務にて呼出し可能を検討する。

（参考）海上機能での情報連携

